

公益社団法人日本武術太極拳連盟 倫理・コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という。）の組織運営及びこれが行う諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本連盟の社会的使命と役割を自覚し、「公益社団法人日本武術太極拳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、会員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本連盟諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 会員とは定款第5条に規定する会員をいう。
- (2) 役員とは定款第20条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長等とは定款第27条に規定する名誉会長、名誉副会長及び顧問をいう。
- (4) 委員会委員とは定款第36条に規定する専門委員会の委員長及び委員等をいう。
- (5) 職員とは定款第43条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 本連盟諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは以下のとおりの者をいう。
 - ① 本連盟が指定した強化指定選手
 - ② 本連盟が指定したジュニア強化指定選手
 - ③ 国際武術連盟が認定した国際審判員資格者
 - ④ 全日本選手権大会及びこれに準ずる規模の競技大会を担当する本連盟公認太極拳審判員、拳術審判員、国体太極拳審判員並びに国体長拳審判員資格者
 - ⑤ 本連盟が主催する講習会及び段位及び公認指導員の認定事業等を直接担当する講師・コーチ

2 本規程において直接の規律に対象とならない本連盟加盟団体の会員及び同団体の主催事業の運営に関わる者並びに参加者については、各加盟団体において、それぞれ別途、倫理規程等を整備するものとする。

(コンプライアンス等の基本的責務)

第3条 本連盟の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本連盟の名誉及び信用を毀損する行為を行ってはならない。
- (2) 暴言、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、試合の不正操作、違法賭博、及びドーピング等薬物乱用等の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような不適切な行為を行ってはならない。
- (3) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (4) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (5) 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- (6) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- (7) 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(倫理・コンプライアンス委員会の設置)

第5条

- 1 本規程の実効性を確保するために本連盟に倫理・コンプライアンス委員会を設置する。
- 2 倫理・コンプライアンス委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(違反による処分等)

第6条 役職員等及び登録者等が、第4条に定める遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、本連盟は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 会員の処分については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、定款第9条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 役員の処分については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、定款第25条及び第29条に基づき取り扱うものとする。
- (3) 名誉会長等及び委員会委員の処分については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、定款第27条及び第36条に基づき取り扱うものとする。
- (4) 職員の処分は、本連盟就業規則に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (5) 登録者等の違反行為に対する処分については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、次の各号のいずれかの処分を行うことができる。
 - ① 戒告：口頭による注意を行い戒める
 - ② 譴責：文書による注意を行い戒める
 - ③ 登録期間の停止：一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止する
有期の登録資格の停止 1か月以上5年以下
無期の登録資格停止
 - ④ 登録資格の剥奪：永久に本連盟の登録者としての資格を剥奪する

(処分に当たっての理由の提示)

第7条

- 1 本連盟は、前条の処分を行うにあたっては、当該処分と同時に、当該被処分者に対して、書面を以て処分の理由を示さなくてはならない。処分の理由においては、①処分の対象となった個別具体的な事実と②当該事実に対して適用された規程の内容及び③倫理委員会が当該処分を適切と判断するに至った具体的な理由が示されなければならないものとする。
- 2 前条の処分については、日本スポーツ仲裁機構に仲裁申立てをすることができる。

(相談窓口の設置)

第8条

- 1 本規程の実効性を確保するために本連盟に違反行為等に関する相談窓口を設置する。
- 2 相談窓口の設置及び運営に関する事項については、別に定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議によりこれを行う。

(その他)

第10条 本連盟加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本連盟の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、定款第9条の定めるところによる。

附則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月17日改定し、同日から施行する。
3. この規程は、令和6年3月8日改定し、同日から施行する。

以上